

山鹿市立小中学校電子黒板リース業務（長期継続契約）仕様書

1 目的

学習指導要領において、情報活用能力の育成は学習の基盤となる資質・能力として位置付けられており、情報機器の更なる活用が求められている。

本業務は、学習指導要領の理念を実現するために必要な ICT 環境整備として、電子黒板の更新を行うものである。

2 業務名等

本業務の業務名等は、次のとおりとする。

(1) 業務名 山鹿市立小中学校電子黒板リース業務（長期継続契約）

(2) 業務番号 山学物（E）第13号

(3) 契約期間 令和8年9月1日から令和13年8月31日まで（60か月間）

※ 上記期間において、予算額の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する可能性がある。その場合は、損害賠償金の協議に応じる。

※ 契約日から令和8年8月31日までの間は契約準備期間とする。なお、契約準備期間については、使用料等の料金は発生しないものとする。

(4) 契約形態 リース契約

3 業務内容

電子黒板（ソフトウェア等含む）及び周辺機器（以下「電子黒板等」という。）のリース、保守、並びに、電子黒板等の円滑な活用のための操作説明・管理運用支援等を業務とする。

主な業務内容は、次の(1)～(3)に示すものとする。

(1) 電子黒板等のリース

① 電子黒板等の導入

(ア) 電子黒板等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。

(イ) 電子黒板等の調達、納入、設定等すべての諸費用については、受注者の負担とすること。

(ウ) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに納入業者の負担において速やかに原状復旧すること。

② 電子黒板等に不具合が発生した場合の対応

(ア) 不具合等発生時の連絡先を明確にすること。

(イ) 保守の受付時間は、休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 授業に支障をきたさないよう、速やかに対応すること。

(2) 保守サービスの提供

- ① オンサイト保守が実施できること。なお、各学校へのオンサイト対応は受注者が行うこと。
- ② 対応にあたっては、学校及び教育委員会と連携し対応すること。
- ③ 保守業務の内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 機器の故障等不具合の修復
 - (イ) 障害が発生した場合の復旧
- ④ 保守作業または修理に時間を要する場合、通報に基づき一次診断（当該学校への復旧作業指示及び故障個所の特定）を障害発生の日（翌日）（翌日が休校の場合は、翌開校日。）までに行うこと。なお、復旧までにかかるおおよその期間を学校及び教育委員会へ連絡すること。

(3) その他

- ① 電子黒板等の円滑な活用のために必要な情報提供等の支援を行うこと。
- ② 電子黒板等導入後、すぐに利用できるよう、操作方法等についての必要な操作説明を実施すること。

4 電子黒板等の基本仕様等

電子黒板等は、以下の仕様を満たすこと。

(1) 電子黒板

| 項目 | 仕様 |
|------|--|
| 参考型番 | さつき株式会社 M65PE3S テクノホライズン株式会社 EL65R4-E/CLL/ELCL |
| 製品概要 | (1) 教育現場向けに作られたモデルであること。 (2) 保守運用性を考慮し、電子黒板は国内メーカー製(外資系メーカー不可)であること。 (3) 一体型電子黒板であり、後付タイプ、外付タイプでないこと。 (4) 電気用品安全法、VCCI クラス B、RoHS2、S マーク認証を取得している製品であること。 |
| 数量 | 121台 ※詳細は、別紙1参照。 |

| | |
|----------|--|
| ディスプレイ性能 | <p>(1) 65インチ以上であること。</p> <p>(2) 前面ガラスは、3.2mm程度の強化ガラスであること。</p> <p>(3) 映り込みを軽減するアンチグレア処理が施してあること。</p> <p>(4) 解像度は、(水平)3,840×(垂直)2,160以上であること。</p> <p>(5) 輝度は、450cd/m²以上であること。</p> <p>(6) コントラスト比は、1200:1であること。</p> <p>(7) 前面にUSB端子(Type-A・B・C)、HDMI入力端子および各種物理ボタンを搭載し、各種物理ボタンでホーム画面表示、入力切替、音量調整などの操作が容易に行えること。</p> <p>(8) 専用ペンをマグネット等で前面に取り付け可能な構造で、紛失防止に配慮していること。</p> <p>(9)Android13以上の電子黒板であること</p> |
| タッチパネル機能 | <p>(1) IPS方式の液晶パネルで赤外線遮断方式であること。</p> <p>(2) タッチペン及び指による直接操作が可能で、最大40点以上のマルチタッチ機能があり、複数人数で同時に書き込みができること。</p> <p>(3) 対応速度は、8ms以下であること。</p> <p>(4) Windows、Linux、MacOS、Android、ChromeOSに対応していること。</p> |
| カメラ | <p>UVC対応書画カメラと接続が可能であること。(電子黒板にカメラが内蔵されている場合は、セキュリティーの観点からプライバシーシャッターが付いていること)</p> |
| スピーカー | <p>前面に15W+15W以上のスピーカーを有すること。</p> |
| 入力端子 | <p>D-sub15pin×1、HDMI×3、USB TYPE-C×2、DisplayPort×1、LAN端子RJ45、3.5mmミニジャック×1(D-sub15pinの音声)、3.5mmミニジャック×1(マイク)以上を有していること。</p> |
| 出力端子 | <p>HDMI×1、SPDIF×1、LINE OUT×1以上を有していること。</p> |
| 消費電力 | <p>教室での使用を考慮し、325W以下であること。</p> |
| 本体内蔵機能 | <p>(1) ホットスポット機能を有し、デバイスの画面を無線で投影することが可能で、Windows,ChromeOS,iOS等に対応し、9台以上のデバイスが同時に表示できること。</p> <p>(2) ホワイトボードアプリを起動すると、常時表示されるア</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>アイコンにペン、消しゴム、選択、図形、元に戻す、やり直し、背景、QR 共有が含まれていること。</p> <p>(3) ホワイトボードの背景として、無地以外で4線、音楽5線譜、方眼、原稿用紙、サッカーコート等15種類以上搭載していること。</p> <p>(4) 純正デュアルペンで2種類の色や太さを設定し書き込みができる通常ペン、半透明のマーカーペンや筆ペンなどの機能を有していること。</p> <p>(5) 定規、コンパスなどのホワイトボード補助機能があり、画面分割、ページのサムネイル表示、QRコードシェアが可能であること。</p> <p>(6) 静止画や動画、Officeファイル(ワード、エクセル、パワーポイント)やPDFを表示できるアプリがプリインストールされていること。</p> |
| 同梱物 | <p>(1) リモートコントローラー×1、単4乾電池×2(リモートコントローラーに電池を要さない場合は不要)、タッチペン×2、電源ケーブル×1、USBケーブル(TypeB-TypeA)×1、HDMIケーブル×1以上とすること。(ケーブルは全て3m以上とする)</p> |
| その他 | <p>(1) リモートコントローラーは、ホーム、フリーズ、ホワイトボードの各ボタンを備え、各機能を1ボタンで容易に操作できること。</p> <p>(2) タッチペンは、メーカー純正のマグネット付きで、ホワイトボードのペン機能を活用できるよう違う太さのペン先となっているデュアルタッチペンとすること。</p> |
| 機器保守 | <p>(1) 5年間のメーカー保証であること。</p> <p>(2) メーカーヘルプデスクを有し、平日の9時から17時まで対応すること。ただし、年末年始などは除く。</p> |

(2) 移動式スタンド

| 項目 | 仕様 |
|----|---|
| 数量 | 121台 ※詳細は、別紙1参照。 |
| 形態 | <p>(1) 昇降式スタンドであること。</p> <p>(2) パソコンや書画カメラ等を乗せることができる820(W)×400(D)mm程度の棚板が、1枚以上装備されていること。</p> <p>(3) 付属のハンドルを使って、高さを350mmの範囲で無段</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>階に調整できるスタンドであること。</p> <p>(4) 電子黒板本体を含む、最も高い部分が 180 cm以下になるように高さ調節ができること。</p> |
| 安全性 | <p>(1) 今回調達予定の電子黒板と同一メーカー製とすること。</p> <p>(2) キャスター付きスタンドであり、前輪 2 か所にストッパーを備え、移動が容易で安全かつ安定して設置できること。</p> <p>(3) 質量が電子黒板本体と合わせて 70kg 以下であること。</p> |

(3) 周辺機器

| 項目 | 仕様 |
|-----------------------------|---|
| ①書画カメラ | |
| 製品概要 | <p>(1)マイク内蔵の SD スロット付きモバイル書画カメラであること。</p> <p>(2) 底部にマグネットが付いており、幅 290 mm、奥行 82 mm、高さ 22 mm程度に折り畳みが可能であること。</p> <p>(3) 機器の相互運用性を確保すること。</p> |
| 数量 | 1 2 1 台 ※詳細は別紙 1 参照 |
| 機能 | <p>(1)電源が DC5V であること。</p> <p>(2) 消費電力が 6.0W 以下であること。</p> <p>(3) 総画素数が 1300 万画素以上であること。</p> <p>(4) 撮影速度が 60fps 相当であること。</p> <p>(5) 最大撮影範囲が 374×281mm 相当であること。</p> <p>(6) デジタル 16 倍以上のズーム機能を有すること。</p> <p>(7) ワンプッシュのオートフォーカス (AF) 機能を有すること。</p> <p>(8) HDMI タイプ A の出力端子を有すること。</p> <p>(9) USB タイプ C の出力端子を有すること。</p> <p>(10) ミニ DSUB15PIN の出力端子を有すること。</p> |
| ② SPD (避雷器) AC100V 電源コンセント用 | |
| 製品概要 | <p>(1)コンセント (2P) に挿すだけで使用でき、工事を必要としないこと。※ 2P に非対応の場合、変換アダプタをつけること。</p> <p>(2)JIS C 5381-11 対応品であること。</p> <p>(3)故障時に発火・破損しない SPD 分離機内臓品であること。</p> <p>(4)動作状態 (正常時/寿命・停電時) が分かる表示 (LED) 付</p> |

| | |
|------------------|--|
| | きであること。 |
| 数量 | 1 2 1 台 ※詳細は別紙 1 参照 |
| ③SPD (避雷器) LAN 用 | |
| 製品概要 | (1) ②AC100V 電源コンセント用と連結して使用できるものであること。(連結時に必要な部品もあれば含めること) (2) JIS C 5381-21 対応品であること (3) CAT. 6 対応品であること (4) 動作状態 (正常時/故障時) が分かる表示付きであること。 |
| 数量 | 1 2 1 台 ※詳細は別紙 1 参照 |
| ④LAN ケーブル | |
| 規格 | 5m |
| 数量 | 1 2 1 本 ※詳細は別紙 1 参照 |

上記仕様に要する費用は、全て本契約に含むこと。

5 電子黒板等の納入等

電子黒板等の納入等に要する費用については、すべて本契約に含むものとする。

(1) 事前準備

- ① 教育委員会と協議して決定した日までに、物品の納入・各種設定・事前の動作確認を行い、電子黒板等がすぐに利用できる状態にすること。
- ② 教育委員会と事前に協議のうえ、納入に関する作業計画書を作成し、提出すること。
- ③ 搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。
- ④ 学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について、事前に当該学校へ通知すること。

(2) 納入作業

- ① 納入作業は、教育委員会及び学校の承認を受けて行うこと。
- ② 納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに現状復旧すること。
- ③ 現行で学校に配置している電子黒板または大型モニタのうち、不要となったものについて、旧中富小学校 (山鹿市鹿本町中川 9 6 5) へ搬入すること。(学校毎に 1 か所に集めておく)

(3) 設定等

- ① 既存のデジタル教科書用パソコンと接続し、接続確認を行うこと。
- ② 納品物件の管理台帳を作成し、教育委員会へ提出すること。
- ③ 電子黒板等を最新の状態にバージョンアップすること。
- ④ 機器には、管理番号、会社名、連絡先等を記載したラベル等を貼付すること。

(4) 納入場所及び数量

別紙1のとおり。

(5) 納入期限

令和8年8月31日までに完納すること。

(6) その他

電子黒板等の設定、基本操作、故障時の対応等に係るマニュアルを作成し、教育委員会と協議のうえ決定した方法・部数で提供すること。

6 リース期間満了後の措置

本調達にかかわる物品について、契約終了後は、発注者への無償譲渡とする。

7 その他

- (1) 本業務にあたって知りえた事項については、山鹿市の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (2) 使用料は月払いとし、初期費用も含めて分割払いとすること。
- (3) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 仕様書に想定されていない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。